

# 養護老人ホームの入所手続き

## 1. 養護老人ホームとは

### (1) 対象者

身体的には概ね自立しているものの、生活環境及び経済的な理由により自宅で生活できないため施設入所を希望する 65 歳以上の方。

担当者が入所の相談をしますが、入所の適否は以下の項目を基本に「入所判定委員会」(年に3～4回開催)により総合的に審査します。

#### <身体的・精神的な問題>

- 概ね自立しているものの、家事など在宅生活に支障をきたしている方。
- 養護盲老人ホームは、視覚障害1～3級であることが対象として追加となります。
  - ※ 身体の障害や認知症などで常に介護や見守りが必要な方は、介護保険の施設が適当です。(養護老人ホーム入所後でも介護度が重くなった場合は、介護保険の施設等へ移行となります。)
  - ※ 車椅子、オムツ、ポータブルトイレを利用されている方は、施設の性格上対象外となります。

#### <家族の問題>

- 原則的に身寄りが無い(配偶者や子がいらない)こと。

#### <経済的な問題>

- 低所得(市民税所得割非課税、他の施設の費用負担が不可能)のこと。
  - ※ 貯蓄等多額の資産をお持ちの場合、まず軽費老人ホームやケアハウスを検討いただいております。

### (2) 入所費用

入所者や扶養義務者(配偶者または子)の収入に応じた額を毎月負担していただきます。

- ①入所者分・・・年金収入や規定の必要経費などで算定します。
- ②扶養義務者分・・・市民税や所得税の課税状況で算定します。

### (3) 福島市及び近郊にある施設

施設名	住所	電話番号
福島恵風園	福島市仁井田字龍神前2の1	546-2815
桑折緑風園	伊達郡桑折町大字北半田字峯47	585-4311
済生会川俣光風園	伊達郡川俣町字上桜23の1	566-3221
緑光園(養護盲老人ホーム)	福島市飯坂町湯野字梁尻1の1	542-8822

※施設は基本的に2人部屋を1人部屋に区切って利用されています。

## 2. 身元引受人について

### (1) 身元引受人とは

施設入所によりご本人の日常の世話は施設職員が行いますが、親族でないとできない場合について身元引受人の方にご協力お願いしております。

### (2) 身元引受人の業務

- ・ 入院等の手続き
  - ・ 介護サービスの契約や他の施設へ変更の際の申込み
  - ・ 入所者が死亡した場合の遺留金品処分、相続
  - ・ その他、緊急時の相談や書類のやり取り ほか
- ※ 入所前にも、ご本人の各種手続きの支援および入所時及び事前面談の同席などをお願いしております。

## 3. 主な入所手順

### ① 担当職員による相談

担当職員が、ご本人と面談し、入所の意思確認や状況をお聞きします。場合により、ご親族や関係福祉職員に情報収集する場合があります。

### ② 入所判定委員会による審査

### ③ 施設への申込み

入所判定委員会で適当と判定された方について、市役所が施設へ申し込みいたします。施設に空きがない場合は、待機いただくようになります。

### ④ 施設職員による面談

入所が近くなると施設の職員が訪問し、ご本人及び身元引受人の方と面談し、聞き取り及び入所必需品などを説明します。

### ⑤ 入所の準備

事前に健康診断書の作成、入所関係書類(別紙)の準備をお願いいたします。入所の直前にコロナウイルスのPCR 検査の予約・受診をお願いいたします。

### ⑥ 入所当日

身元引受人の方同伴で直接施設へお越してください。当日施設においても各種手続きがございます。

なお、入所に伴う旧住宅の引き払い及びお手続きはご本人の責任でお願いいたします。

### <連絡先>

〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
長寿福祉課 長寿支援係  
連絡先 024-525-7657